



2022年5月12日

各 位

会 社 名 日 本 管 財 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代 表 取 締 役 社 長 福 田 慎 太 郎
(コード番号 9728 東証 プライム)
問 合 せ 先 責 任 者 上 級 執 行 役 員 総 務 部 長 松 浦 秀 隆
電 話 番 号 (0 3) 5 2 9 9 - 0 8 6 2

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月17日開催予定の第57期定時株主総会（以下、「本総会」とする。）の議案として、下記のとおり定款一部変更を付議することを決議し、承認されたため、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本総会において、本日付公表の「単独株式移転による持株会社体制への移行に関するお知らせ」に記載の株式移転計画の承認の件に関する議案（以下、「本議案」とする。）を付議することを予定しております。定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本総会において本議案が承認可決され、かつ、2023年4月3日をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、この定款変更は、本総会において本議案が原案どおり承認可決されること、並びに2023年3月31日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2023年3月31日にその効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月17日（予定）
定款変更の効力発生日	2023年3月31日（予定）

以 上

[別紙]

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第11条 (条文省略) (基準日) <u>第12条当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u>	第1条～第11条 (条文省略) (削除)
第13条～第46条 (条文省略)	第12条～第45条 (現行どおり)
附則 (条文省略)	附則 (現行どおり)

(ご参考)

2023年3月期(2022年4月1日～2023年3月31日)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、変更後定款第43条(期末配当金)に従い、2023年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、当社からお支払いする予定であります。